

富山県公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金（第6期）交付要綱

（要旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金（第6期）（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 交通事業者等 次に掲げるものをいう。

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

イ 軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者

エ 市町村の地域公共交通会議等での決定に基づき交通空白地域等において生活交通手段確保の目的でバス運行等を行う事業者

(2) 補助算定期間 別表1に定める補助年度ごとの期間をいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、エネルギー価格の高騰の影響を受ける交通事業者等に対し、燃料費の高騰分について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、次条各号に定める路線を運行する交通事業者等とする。

(補助対象路線)

第5条 この補助金の対象となる路線は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助対象鉄軌道路線 別表2に定める鉄道及び軌道の路線
- (2) 補助対象バス路線
 - ア 富山県バス運行対策費補助金交付要綱第2条に定める要件に適合するバス路線
 - イ 富山県バス運行対策費補助金交付要綱第12条に定める要件に適合するバス路線
 - ウ 富山県生活路線運行費補助金交付要綱第5条及び富山県 NPO 交通空白地バス路線支援事業費交付要綱第4条に定める要件に適合するバス路線
 - エ アからウまでに定めるもののほか、富山県内において運行されるバス路線(市町村、その他の者の委託を受けて運行されるバス路線を除く。)

(補助対象事業及び補助率等)

第6条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表3によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象事業者は補助金交付申請書(様式1)に必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第8条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、様式2による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者(以下「補助事業者」という。)にその旨を通知する。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日より施行し、令和6年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日より施行し、令和6年10月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

補助年度	補助算定期間
令和6年度(第6期)	令和6年10月1日から令和7年2月28日

別表2（第5条関係）

路線名
あいの風とやま鉄道線
富山地方鉄道本線
富山地方鉄道不二越・上滝線
富山地方鉄道立山線
富山地方鉄道富山市内軌道線
万葉線

別表3（第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	提出部数
(補助対象鉄軌道路線) 令和2年度の平均燃料費調整単価と電力量料金単価を合算したものと補助算定期間中の各月の燃料費等調整単価と電力量料金単価を合算したものの差額に消費電力量を乗じた額(※1) (補助対象バス路線 ア・イ・ウ・エ) 令和2年度の平均燃料価格と補助算定期間中の平均燃料価格の差額に使用量を乗じた額(※2)	1/8以内	補助対象経費に補助率を乗じた額	1部

※1：燃料費調整単価は、平均燃料価格に基づき、契約先が算定するもの。

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価と市場調整単価を合算したもの。

※2：令和2年度の平均燃料価格及び補助算定期間中の平均燃料価格ともに各社の実績値を使用。